

薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会

ワーキンググループ開催要綱

1 目的

- ・ 第一次提言に記載されている第三者監視・評価機関の具体的あり方を検討する。
- ・ 薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会（以下、「委員会」という。）に対し、意見取りまとめ案を報告する。（なお、検討状況を、適宜委員会に報告し、意見を聴きながら検討を進める。）

2 位置付け

- ・ 委員会の下に設置する。

3 メンバー

- ・ 委員会委員の中から、各委員の意向を踏まえ、座長がメンバーを指名する。
- ・ 座長は、メンバーのうち1人を主査に指名する。

4 運営等

(1)スケジュール等

- ・ 当面、月1－2回程度の頻度で会合を開く。
- ・ 検討状況を委員会に報告する。

(2)その他

- ・ 庶務は、医薬品副作用被害対策室において処理する。
- ・ 運営方法の詳細については、ワーキンググループにおいて協議する。

附則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。